

# 産業建設常任委員会記録

令和6年12月4日

【開催日】 令和6年12月4日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時43分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	桶谷一博
公営競技事務所長	木村清次郎	公営競技事務所副所長	大下賢二
建設部長	井上岳宏	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
都市計画課課長補佐兼都市整備係長	立野健一郎	都市計画課管理緑地係長	村上陽子
下水道課長	中村景二	下水道課課長補佐兼計画係長	藤本英樹
下水道課主査兼維持係長	金田健	下水道課管理係長	岡村厚志
下水道課管理係主任	原田尚枝	土木課長	大和毅司
土木課課長補佐兼管理係長	壹岐雅紀	土木課主査兼用地係長	日高辰将

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係書記	末岡直樹
----	-----	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第71号 令和6年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について
- 2 議案第67号 令和6年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について
- 3 議案第72号 令和6年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について

#### 4 議案第76号 財産の無償譲渡について

---

午前10時 開会

---

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に示してあるとおりに進めてまいります。それでは議案第71号令和6年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について執行部の説明を求めます。

木村公営競技事務所長 皆さんおはようございます。それでは、議案第71号令和6年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について御説明を申し上げます。このたびの補正は、職員の人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。なお、歳出の組替えにより対応することから、これに伴う予算の総額の変更はございません。補正の内容といたしましては、歳出において人件費の調整として、全体で83万円を減額し、予備費を83万円増額しております。予算書の5ページ、6ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、2節給料を20万4,000円減額しております。次に、3節職員手当等では、67万2,000円減額しております。次に、4節共済費では、4万6,000円増額しております。最後になりますが、競走事業費で83万円を減額した同額を4款1項1目予備費にて増額しております。以上が、令和6年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）の説明でございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。  
予算書5ページ、6ページ、人件費の調整による補正について。

中島好人委員 6ページ、3節は手当の関係で具体的に分かるわけですが、1節の給料20万4,000円減額となっている原因も何かいろいろっ

ていうことでくくっていいものかどうか、その辺の説明をお願いしたいです。

木村公営競技事務所長 先ほど申しましたとおり、人事異動の関係です。給料ですので、職員の年齢の差などの影響だと思っています。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第71号令和6年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。職員入替えのため、暫時休憩といたします。

---

午前10時4分 休憩

---

---

午前10時12分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開いたします。議案第67号令和6年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは、議案第67号令和6年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。事前にお配りしております令和6年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算第1回についてという参考資料のR6（補正後）という欄も併

せて御覧ください。補正予算書の5ページ、6ページをお開きください。歳入について説明いたします。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金41万9,000円を減額し、補正後の額を4,428万1,000円とするものです。これにつきましては令和5年度決算が確定したことに伴うものです。次に歳出について説明いたします。2款予備費、1項予備費、1目予備費について、繰越金と同額の41万9,000円を減額し、補正後の額を5,677万6,000円とするものです。補正予算書2ページをお開きください。歳入合計歳出合計ともに41万9,000円の減額により、6,644万7,000円となりました。最後に、もう一度参考資料を御覧ください。今年度の予算につきましては、右側から3列目が当初予算、2列目が今回の補正金額、1番右側の列が補正後の金額となっております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。補正予算書並びに説明のありました参考資料含めて質疑を求めます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第67号令和6年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決定しました。ここで職員入替えのため、暫時休憩といたします。

---

午前10時14分 休憩

---

---

午前10時17分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開いたします。議案第72号令和6年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。

中村下水道課長 それでは、議案第72号令和6年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について御説明いたします。今回の補正は人事異動等に伴う人件費の調整によるものです。補正予算書の1ページを御覧ください。まずは、第2条の収益的収入及び支出の補正について御説明いたします。収入については、1款下水道事業収益、2項営業外収益を12億386万2,000円から12億42万1,000円とし344万1,000円減額いたします。支出についても、1款下水道事業費用、1項営業費用を344万1,000円減額し、17億9,429万9,000円から17億9,085万8,000円とします。これらの収益的収支の詳細について説明いたしますので、14、15ページをお開きください。まずは14ページの支出内訳からです。1款下水道事業費用、1項営業費用1目管渠費については、人件費に係る報酬から旅費までの部分について、69万2,000円減額、3目処理場費については、同様に、人件費に係る部分について15万2,000円減額、5目総係費も人件費に係る部分を259万7,000円減額としており、補正の総額は344万1,000円の減額となります。次に、収入内訳については、1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計負担金を362万1,000円の減額。3目他会計補助金18万円の増額としており、合わせて344万1,000円の減額補正となります。以上により、補正後の下水道事業収益は19億9,905万円、下水道事業費用は19億4,695万8,000円となります。では1ページにお戻りください。続きまして、第3条、資本的収入及び支出の補正について説明いたします。収入については、1款資本的収入、2項出資金を1億8,147万5,000円から1億8,318万6,000円とし、171万1,000円の増額とします。支出については、1款資本的支出、1項建設改良費を171万1,000円増額し、11億3,532万4,

000円から11億3,703万5,000円とします。資本的収支につきましても、内訳を説明いたしますので、最後のページとなる16ページを御覧ください。最初に、支出について内容を説明いたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目公共下水道建設費において、給料を25万8,000円の減額、手当を182万3,000円の増額、法定福利費を14万6,000円の増額としております。補正は総額で171万1000円の増額となります。そして収入につきましては、支出の増額補正に合わせて、1款資本的収入、2項出資金、1目他会計出資金を171万1,000円の増額としております。以上により、補正後の資本的収入は15億7,988万6,000円、資本的支出は23億9,844万1,000円となります。それでは、1ページにお戻りください。第4条については、議会の議決を必要とする流用について、職員給与費が規定されておりますので、146万8,000円を減額し、1億2,539万3,000円を1億2,392万5,000円にするものです。続きまして、2ページをお開きください。第5条は他会計からの補助金が規定されており、18万円を増額して、3,643万9,000円を3,661万9,000円にするものです。以上、第1回補正予算の第1条から5条までの説明となります。引き続き、先ほど説明した補正予算に係る説明書について、簡潔に概略を説明いたします。4、5ページをお開きください。ここには2条、3条で説明しました収益的収支、資本的収支の実施計画が掲載されています。金額については先ほど説明したとおりです。6ページには予定キャッシュフロー計算書を掲載しております。7、8ページには給与費明細書について掲載しております。10、11ページは予定貸借対照表、12ページには予定損益計算書を掲載しており、両方とも税抜きで示しております。13ページ以降の説明資料につきましては冒頭説明いたしました、2条、3条の補正予算明細書が掲載されております。以上が、山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）の説明となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、ここで委員の質疑を求めます。補正予算書のページを追って説明がありましたので、ページを追って質疑を受けたいと思います。補正予算書の1ページ、2ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは4ページ、5ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）6ページ、予定キャッシュフロー計算書。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）7ページ、8ページ、給与費明細書。

恒松恵子委員 時間外勤務手当がかなりの増額ですけれども、急遽何か仕事が入ったとか、理由がありましたらお聞かせください。

中村下水道課長 時間外勤務については様々な業務がありまして、通常で発生する時間外勤務と、突発的な業務で発生する時間外勤務等があると思っています。突発的な時間外勤務としては災害対応とかがあるんですが、今年度の上半期に「下水が流れなくなりました」との通報が市民からありまして、その対応で現場に出て時間外勤務が発生しました。あと年度末に向けては、どうしても工事の精算等が発生しますので、そういうことも含めて残業分を計上しております。1人の職員が過度な残業にならないようには気をつけていきたいと考えております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）10、11ページ、予定貸借対照表。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）12ページの予定損益計算書。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）14、15ページ、補正予算明細書。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第72号令和6年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手

を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。

ここで職員入替えのため、暫時休憩といたします。

---

午前 10 時 30 分 休憩

---

---

午前 10 時 32 分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開いたします。議案第 76 号財産の無償譲渡について、執行部の説明を求めます。

大和土木課長 それでは、議案第 76 号財産の無償譲渡について御説明いたします。この議案の「財産の無償譲渡」につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。無償譲渡する財産は土地であり、所在地は津布田 2630 番 19 の一部となります。参考資料①の位置図で説明いたします。津布田の国道 190 号沿いで、太陽光発電施設が設置してある付近で、譲渡予定地と示している細長い土地の部分となります。地目は宅地で、面積は 589.09 平方メートルであります。議案に戻りまして、無償譲渡の相手方は、国土交通省所管国有財産法定受託者の山口県であります。無償譲渡の理由としましては、海岸法に基づいた海岸保全基本計画に従い、整備している郡津布田海岸について、整備区間内に位置する市有地を国土交通省に無償譲渡するものです。参考資料①の位置図に示しております、事業区間の護岸は、元々民間護岸であり、維持管理は所有者が行ってまいりました。しかし、護岸の老朽化により、台風などの被害を懸念され、所有されている関係企業一同から令和 3 年 3 月に山口県へ護岸整備の要望書が提出されたことから、護岸や管理を行う上で必要な土地の寄附を条件

に山口県が事業として採択しました。現時点では、民地部分の寄附が完了しており、優先度の高い箇所から工事を行っている状況ですので、市有地においても、このたびの議会において議案として提出させていただいたものです。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、ここで委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 今回、工事が非常に進捗するというので、これによって進行が早まるということはあるんですか。地元からの要望があったと思うんですよね。護岸整備の中で、今回譲渡することによってどういうふうに変ってくるのか。

大和土木課長 山口県から説明を受けてはいるんですけど、位置図を見ていただくと、事業区間と書いてある範囲につきましては、約1,500メートルあります。事業を開始しているんですけども、事業費がかなりかかるということで、1年で進捗しているのが約50メートルの護岸の整備になっておりますので、それを考えると相当な期間が事業完了までにはかかるのではないかと思います。それにつきましては、地元への説明において県が説明していると聞いております。

矢田松夫委員 ということになると、譲渡することによって工事の進み具合とかメリットがどういうふうにあるのか分からないと。ただ、その議案で譲渡しますよということ以外は分からないということですね。

大和土木課長 山口県から民地部分の寄附が全て終わっておりますので、事業を進める上で市有地も、速やかに寄附をしてほしいという申入れがありますので、このたびの議案の提出となっております。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 補足させていただきます。先ほど土地の譲渡

で、今回、県、国土交通省に寄附することによって、今後の維持管理は、市ではなくて県が行っていくというメリットもございます。

宮本政志委員 資料に地籍測量図もあったよね。作成者と申請人は、どこになるかお聞きしていいですか。

大和土木課長 地籍測量図の作成につきましては、事業者である山口県が行っております。用地測量を行って事業用地の範囲などを明白にするために作成しているものです。

宮本政志委員 ということは、本市に費用負担が発生することはないですね。

大和土木課長 市が負担するものにつきましては、県事業負担金の負担額だけでございます。

宮本政志委員 本会議初日の議案説明のときに、土地所有者、さっきの説明でいくと複数の企業が築造した民間施設なんだけど、老朽化によって維持管理が困難になったことから今回こういう手続がってことですよ。そうすると気をつけないといけないのが、市内でこういった護岸だけじゃなくて、個人や企業が築造した、例えば、急傾斜の塀とかいろいろなものを、企業や個人の方がもう古いし、やり替えもできないし、維持管理できないから国や県に任せますというようなことをいろんな方が言ってきたら、全部をするわけにいかないですよ。というところで、今回の譲渡の根拠をもう少し教えてほしいんですけどね。さっき、課長の説明では何とか法と言われましたよね。海岸法ですか。それに基づいたっていうけど、その辺もう少し詳しく聞いていいですか。

大和土木課長 今回の事業につきましては、先ほど説明をしましたが、関連企業一同から海岸管理者の山口県へ公共護岸としての整備を要望されております。県においては、この護岸を公共の海岸保全施設として整備管

理することは郡津布田海岸全体の海岸保全として一定の事業効果があると判断して、事業区間の護岸整備に必要な用地を国土交通省に無償譲渡することを条件にして事業を採択しております。市有地においても同等の扱いですので、防災や減災の観点から事業に協力することとして無償譲渡すべきかと思っております。

宮本政志委員 今回の課長の説明でよく分かりました。要は、個人だろうが企業だろうが、放っておかれるといろいろな面で問題になって、ここは重要性があるところだから国、県が海岸法を根拠にして、無償で譲渡を受けて今後管理していくという解釈で大丈夫ですね。

大和土木課長 はい、そのとおりでございます。

中島好人委員 今のままでしたら、老朽化によって維持管理が困難になったという説明ですけど、具体的にどのくらいの負担というか、額としてはどうなのかとか、その辺の負担の割合が、譲渡することによってもうなくなると。県がみんなやってくれる形になるわけですけども、実際、どういう負担に困難さがあったのですか。

大和土木課長 全体の事業費の総額は聞いてはいないんですけど、相当な金額にはなると思います。市の負担につきましては、県事業負担金で事業費の10%を支払うことになっております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第76号財産の無償譲渡について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

---

午前10時43分 散会

---

令和6年（2024年）12月4日

産業建設常任委員長 藤岡修美